

はらメディカル通信

2011(H23)4.21
通算：第90号
原眼科病院

視覚障害で身体障害者の認定を受けるには…

身体的な障害で身体障害者に該当する方もいらっしゃいますが、眼科でも病気が進行して視機能が低下してしまった場合、**視覚の面で身体障害者**に該当することがあります。

視覚障害での身体障害者の認定を受けるためには、**視力、視野検査が必要**です。

申請の手順	① 眼科の診察で基準の確認	検査結果を元に医師より説明します
	② 申請書類の準備	各自、住んでいる市町村の窓口で受け取り、 病院にお持ちください (病院には申請書類はありません)
	③ 病院で必要書類の記入	申請書類に必要事項を記入します
	④ 審査、認定	申請書類を各市町村窓口に提出してください 市町村で審査後、規定に基づき認定を受けます
	⑤ 身障者手帳の交付	認定を受けると身障者手帳が交付されます
	⑥ 病状により再認定	将来、病状が進行した場合、再認定を勧める ことがあります

身体障害者の等級には**1～6級**あり、障害の程度によって等級が決まり、
等級によって受けられる福祉サービス（内容）が変わってきます。

身体障害者に該当すると受けられる福祉サービス

各福祉サービスは自治体によって差があります。主なものをご紹介します。
詳しい内容、各福祉サービスの問い合わせ、手続きの方法については各福祉事務所、自治体の担当窓口にお尋ねください。

- ・医療費助成、補装具の支給（購入、修理）など
- ・年金、手当（障害基礎年金、特別障害者手当など）
- ・税金の控除、免除（住民税の非課税、自動車税の減免など）
- ・交通機関の優遇措置（電車、バス、タクシーなどの運賃、有料道路の通行料金など）
- ・住宅、職業等（住宅の優遇抽選、あんまマッサージ指圧師資格養成など）
- ・公共料金の減免（NHK放送料金、公共施設、携帯電話料金など）
- ・選挙（不在者投票、代理投票など）
- ・日常生活の援助（日常生活用具の給付・貸与、ホームヘルパーの派遣、車いすの貸出など）